

平成31年度（2019年度）事業計画

平成31年度（2019年度）事業計画

平成29年度の社会福祉法人制度改革により、社会福祉協議会も組織運営に関する透明性の確保や内部統制の強化などが求められるようになりました。川崎市においても2020年4月1日を目途に川崎市社会福祉協議会と区社会福祉協議会が法人合併をする方向性を打ち出しました。

今年度は合併に向けて、今後も住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる街、地域共生社会の実現を目指し、市・区社会福祉協議会がそれぞれの役割を担いながら地域性、独自性のある各事業に取り組んでいける体制づくりを確認しながら、移送サービス事業や、生活福祉資金貸付事業、共同募金配分事業などのあり方についてさらに協議を重ねてまいります。

第4期指定管理事業では、川崎市社会福祉協議会と多摩区社会福祉協議会によるグループとして、引き続き老人いこいの家の指定管理者として指定されたほか、新たに多摩老人福祉センターの指定管理者としても指定されました。いこいの家についてはこれまでの実績と経験を踏まえ、また、老人福祉センターについてはこれまでの事業を踏襲しつつも、いこいの家との連携を密にした事業を実施し、元気高齢者の健康、生きがいつくりと、多世代・地域交流事業を展開し、地域福祉の増進に努めます。

また、第4期地域福祉活動計画の1年目を終え、実施した事業や各種委員会等で検討した内容の結果を踏まえ、また区役所の地域みまもり事業（地域包括ケアシステム）の進捗状況と摺り合わせながら継続する事業、見直しを図る事業についてさらなる検証を行っていきます。

《川崎市多摩区社会福祉協議会 第4期地域福祉活動計画 基本理念》 —多様な主体と多世代がつながる支え合いのまち多摩区—

○基本目標1 多様な主体と多世代がつながる地域づくり

■行動計画1 住民が主体の地域づくり

【重点的に取り組む事項】

多世代が出会える場・機会づくり

■行動計画2 支援を必要とする人が的確な支援につながる仕組みづくり

【重点的に取り組む事項】

総合相談の充実による支援の拡大

○基本目標2 見守り・支え合いのネットワークづくり

■行動計画3 住民本位の福祉サービスの提供

【重点的に取り組む事項】

情報と地域支援が届き、知ることができる環境づくり

■行動計画4 連携の取れた施策・活動の推進

【重点的に取り組む事項】

地域課題を解決できる「わ」の強化

[今年度事業計画の基本方針]

1 「第4期地域福祉活動計画」の着実な推進

第4期地域福祉活動計画を基に取り組んだ事業を確認、見直し、整理をすることで、さらなる地域福祉の推進を図ります。

2 地域住民や関係機関・団体との「つながり」を重視した福祉のまちづくり

老人いこいの家や新たに指定管理施設となる老人福祉センターを地域福祉拠点として、地域住民と本会の各種別会員組織や関係機関と連携し多世代、地域交流事業を充実させることで、地域の支え合い、つながり合いを強化し、誰もが安心してその人らしい生活を実現できる地域づくりを目指します。その柱として、会員間の連携促進と、地区社会福祉協議会との連携により、つながりの強化につなげます。

1 法人運営事業（基本目標2-行動計画4）

理事会、監事会及び評議員会を中心に、各種事業が円滑に進められるよう適正な法人運営に努めます。

- (1) 正副会長会議の開催
- (2) 理事会の開催（部門別担当理事会議を含む）
- (3) 評議員会の開催
- (4) 監事会の開催
- (5) 新規会員の募集強化
- (6) 苦情解決の実施と推進
- (7) 賛助会員の募集と取り組み方の見直し
- (8) 市・区社会福祉協議会の法人合併に向けた調整

2 調査・研究事業（基本目標2-行動計画4）

第4期地域福祉活動計画を着実に推進するため、部門別担当理事会議において計画の進行管理及び策定を行います。この他、区社協役員等ならびに地区社協役員研修会を開催します。

- (1) 第4期地域福祉活動計画の進行管理
- (2) 区社協役員等ならびに地区社協役員研修会の開催
- (3) 職員研修の実施

3 企画・広報事業（基本目標2-行動計画3、基本目標1-行動計画1）

広報活動強化の一環として、通常の広報紙発行の他に年1回タウン誌の一部ページを買い取り、本会広報紙の内容を掲載します。紙媒体だけでなく、本会ホームページを多角的に活用し、情報発信にとどまらず、本会ホームページへのアクセスの傾向を分析することで、ニーズに沿った事業展開の一助とします。また、幅広い年代の方へ情報を届けることを目的に、SNS（ソーシャル ネットワーキング サービス）の活用促進に努めます（従来のFacebookだけではなくLINEなど）。この他、大規模な広報啓発事業としての「多摩区社会福祉大会」の開催をはじめとし、「多摩区民祭」や「多摩ふれあいまつり」、「たまたま子育てまつり」等の各種行事やイベントへの参加協力を通じて、広報啓発活動の充実につなげます。

- (1) 本会広報紙「区社協だより 多摩」の発行
- (2) リーフレットによる区社協PR
- (3) 福祉関係資料の整備及び閲覧環境の充実
- (4) 本会ホームページやSNSの運営と活用
- (5) 第12回多摩区社会福祉大会の開催
- (6) 各種まつりへの参加協力

4 連絡・調整事業（基本目標2-行動計画4、基本目標1-行動計画1）

「助成金配分委員会」を開催し、地域の皆様から寄せられる寄付金を助成金等として有効に活用、昨今子ども食堂や地域カフェの設立という新たな動きに対する地域活動支援として地域貢献事業起業助成を行います。

また、「会員種別会議」を開催し、多様な福祉ニーズに応えることを目的とし、会員相互の連携とニーズの把握に努めます。特に、福祉施設等と区社協が地域貢献等をテーマに共に考える場作りについても検討してまいります。

5 助成事業（基本目標2-行動計画3）

各地区社会福祉協議会へ賛助会費を財源とした活動費の助成を行います。

また、川崎市社会福祉協議会が実施する「高齢者ふれあい活動支援事業」の助成金申請及び交付窓口として、区内のボランティアグループが実施する高齢者ふれあい活動への助成金の交付等を行います。

6 地域福祉活動事業（基本目標1-行動計画1）

- (1) 子育て支援推進事業

子育て支援事業の一環として、ふれあい子育てサロン「いちにのさん！」を開催します。

また、「いちにのさん！」が多世代交流を主目的としたサロンへ移行できるような検討及び体制整備を併せて行います。

加えて、各種子育て支援事業が、参加者やボランティアの自主的な運営のもと、地域に根差した活動として発展・定着するよう支援し、かつ、子育て当事者による「母親クラブ」への助成金交付等による運営支援を行います。

また、母親クラブがどのような支援を求めているかニーズを把握し、育成内容等について検討を行ないます。

この他、本会の役割として団体同士のネットワーク作りとその支援につながるよう、「子育て支援情報交換会」の充実化を図ります。

(2) 福祉教育推進事業

地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、ボランティア、当事者団体、学校等から構成される福祉教育推進委員会を中心に、本会として進めていく「福祉教育」のあり方を検討しながら、学校教育・地域教育・家庭教育の充実に向けた活動を進め、他者への思いやりの心を育て、地域福祉の発展につなげるための福祉教育の実施に努めます。

- ①福祉教育に関する相談支援
- ②教職員との福祉学習支援者との交流会の開催
- ③福祉教育セミナーの開催
- ④親子参加型での福祉講座の開催
- ⑤福祉教育ハンドブックの見直しと効果的活用方法の検討
- ⑥福祉教育用福祉用具の貸し出し
- ⑦ホームページを活用した福祉教育推進に向けての情報発信

7 在宅福祉活動事業（基本目標2-行動計画3）

福祉有償運送事業者として、高齢者や障害者で、単独で公共交通機関による移動が困難な方を対象とした「移送サービス」の実施を継続していくのか検討を行います。

この他、公的制度で賄えない短期での車椅子の貸し出しを行います。

- (1) 移送サービス事業の実施内容の検討
- (2) 移送サービス事業運営委員会の開催
- (3) 福祉車両の貸し出し
- (4) 運転ボランティアグループ多摩21への協力
- (5) 車椅子の貸し出し

8 共同募金配分金事業（基本目標1-行動計画1、基本目標2-行動計画3）

神奈川県共同募金会による一般募金ならびに年末たすけあい募金の配分を受け、在宅福祉活動事業の実施や地区社会福祉協議会事業への支援を行う他、地域福祉を推進するために行う各種事業の費用の一部または全部を配分金より支出し、有効的な活用を行います。

- (1) 地区社会福祉協議会活動への助成
- (2) 母親クラブ活動への助成
- (3) 多摩区民祭への助成
- (4) 多摩ふれあいまつりへの助成
- (5) たまたま子育てまつりへの助成
- (6) 社会を明るくする運動多摩区推進委員会への助成
- (7) 地域福祉貢献事業起業への助成
- (8) 地域の福祉ニーズを持つ世帯への年末慰問金の交付
- (9) 多摩区ボランティアセンターならびに各種講座等の開催
- (10) 福祉教育推進委員会ならびに各種講座等の開催
- (11) 第12回多摩区社会福祉大会の開催
- (12) 広報紙「区社協だより 多摩」の発行
- (13) 移送サービス事業や車いすの貸し出しなど在宅福祉活動事業の実施

9 ボランティア活動振興事業（基本目標1-行動計画1）

多摩区のボランティア活動の振興を目的に、多摩区ボランティアセンター運営委員会の主体的な企画・運営による各種ボランティア講座の開催や、ボランティア相談会の実施等を通じて、講座受講生やボランティア相談者が、その後もボランティア活動を楽しめるような事業展開を目指します。

- (1) ボランティア相談会「たまぼらひろば」の開催
- (2) ボランティア情報誌「たまぼら」の発行
- (3) ボランティア情報収集の実施（変更）
- (4) 大学生へのボランティア活動の啓発
- (5) 区社協ホームページを活用したボランティア情報の発信
- (6) 多摩区ボランティアセンターの運営
- (7) 各種ボランティア講座の開催
- (8) 災害ボランティアセンターの周知（地区社会福祉協議会を中心に広報を強化）

10 福祉パルたま受託運営事業（基本目標2-行動計画3）

川崎市社会福祉協議会を通じて、川崎市より福祉パルたまの管理運営を受託し、地域福祉活動拠点としての円滑な運営と活用を図ります。

- (1) 研修室およびボランティアコーナーの貸し出し
- (2) 地域福祉活動に必要な印刷機等の機材、機器の貸し出し
- (3) 情報コーナーを活用したチラシ等の配架とポスター等の掲示

11 老人いこいの家指定管理事業（基本目標2-行動計画3）

川崎市より指定され、多摩区内の7か所（登戸・長尾・菅・錦ヶ丘・栢形・中野島・南菅）の老人いこいの家の指定管理者として、管理運営を行います。各地区社会福祉協議会を中心とした各老人いこいの家運営委員会との連携により、高齢者の身近な地域福祉活動拠点として、円滑な運営と活用を図ります。子ども文化センターとの多世代交流事業については、指定管理事業の一環として合築の5館全館にて実施、単館2館（登戸・中野島）については地域の子どもの関係団体との連携し行事を実施します。

また、老人いこいの家の生活相談機能強化の一環として、誰もが気軽に訪れることができる「ふくし寄合処たま」を実施し、更に来所者（相談者）を増やすよう周知を図るとともに、携わる側の協力者も募り、より多くの方々が関わられる場作りに努めます。

- (1) 多摩区内7か所の老人いこいの家の管理運営
- (2) 各老人いこいの家運営委員会、地区社協会長・老人いこいの家運営委員長
合同会議の開催
- (3) 管理人研修会および臨時職員研修会の開催
- (4) 防災訓練の実施
- (5) いこいの家公開講座の開催
- (6) 「ふくし寄合処たま」（登戸・長尾・中野島・南菅）の開催（月1回実施）
- (7) 子ども文化センター他との多世代交流事業の実施

12 老人いこいの家受託運営事業

川崎市より3か所の老人いこいの家（登戸・菅・中野島）でのミニデイケアサービス事業を受託します。（長尾老人いこいの家でのミニデイケアサービスは休止）

13 多摩老人福祉センターの経営事業指定管理事業（新）

これまでの運営方法、事業内容を踏襲しつつ、講座、同好会、施設開放等の充実を図るとともに、公平で自立した利用のためのルール作りなど利用環境の改善により、より

多くの高齢者に活用いただける施設作りに努めます。また、みまもり支援や多世代交流事業を実践していきます。

- (1) 各種教養講座、レクリエーションの円滑な実施
- (2) 各種行事の開催
- (3) 機能回復訓練事業、介護予防、健康維持の取り組み
- (4) 相談事業の実施（医師・看護師による健康相談、生活相談員による生活相談）
- (5) 施設の維持管理、利用の許可等運営
- (6) 講座、同好会、施設開放における、団体利用、個人利用に関するルール作り
- (7) 地域住民を対象にした多世代交流事業

14 生活福祉資金貸付業務受託事業（基本目標1-行動計画2）

神奈川県社会福祉協議会より生活福祉資金貸付事業（総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金）を受託し、低所得者・障害者・高齢者世帯等の生活の自立支援を目的とした資金の貸付・償還援助事業を行います。

- (1) 生活福祉資金の借入れに関する相談および情報提供
- (2) 生活福祉資金の貸付・償還援助
- (3) 生活福祉資金貸付調査委員会の開催
- (4) 滞納世帯への償還援助

15 日常生活自立支援事業（基本目標2-行動計画3）

川崎市社会福祉協議会が実施する川崎市あんしんセンター事業の一部を受託し、高齢者や障害者の権利擁護に関わる相談、各種サービスの提供を行います。また、日常生活自立支援事業の関係機関への啓発と、身近な相談窓口として認識していただけるよう、広報周知を強化します。

- (1) 日常生活自立支援事業および成年後見制度等、高齢者や障害者の権利擁護に関わる相談の受付
- (2) 日常生活自立支援事業の利用契約締結に関する調査調整の実施と、川崎市あんしんセンターが実施する審査会等への諮問
- (3) 日常生活自立支援事業の利用契約締結および契約に基づく支援の実施
- (4) 日常生活自立支援事業の啓発と広報周知の強化

16 金品援護事業（基本目標 2-行動計画 3）

地域の皆様から寄せられた寄付金品等の受け入れを行い、本会 6・7 種会員である障害等当事者団体やボランティアグループならびに新たに地域福祉貢献事業を起業する団体等を対象に、寄付金を財源とした運営活動費の助成を行います。

また、寄付金による自主財源確保のための広報活動を行います。

17 住民参加による福祉活動の推進（基本目標 1-行動計画 1）

（1）小地域福祉活動の推進

地域包括ケアシステムの構築に不可欠な小地域での福祉活動の促進を目的とした様々な講座を開催し、小地域福祉活動への理解者を増やします。

（2）地区社会福祉協議会の組織強化支援

多摩区内の 5 つの地区社会福祉協議会の自主的な運営と活動の推進に向けた育成支援をはじめ、「地区社会福祉協議会のあり方検討委員会」の答申内容を踏まえ、地区社会福祉協議会が主体的に地域内の福祉的課題を把握して解決を試みる体制づくりを具現化されるよう区社会福祉協議会として支援します。

（3）災害ボランティアセンターの周知

18 総合相談支援（基本目標 1-行動計画 2）

多摩区内の福祉サービスや福祉制度への問い合わせ、生活相談等について、適切な対応を行います。また、相談カードを活用した相談内容の記録化と情報共有化を図り、組織として相談支援に関わりながら、地域における福祉的課題の把握と整理につなげます。さらに、多摩区内の老人いこいの家における「ふくし寄合処たま」（11 老人いこいの家指定管理事業再掲）の実施、新たに指定管理者として受託する多摩老人福祉センターにおける相談事業を実施することで、誰もが気軽に訪れることができる居場所づくりと福祉ニーズの把握、課題解決に努めます。この他、相談を受ける側の職員が専門職としてのスキルを高め、よりよい相談支援ができるよう研修等の受講を促します。

（1）ふくし寄合処たまの開催

（2）総合相談支援の実施

（3）おしゃべりサロン「いちにのさん」としての情報整理

（4）生活福祉資金貸付事業の実施

（5）職員の CSW としてのスキルアップ

19 地域の団体・施設との連携（基本目標2-行動計画4）

本会会員を中心とした、各関係機関・団体との情報交換等を通じて、円滑な連携を図ります。その中で、本会として取り組むべき地域における福祉的課題の把握に努めます。

20 その他（基本目標2-行動計画3、4）

○ 多摩区民生委員児童委員協議会への協力支援

多摩区民生委員児童委員協議会の事務局を担い、区社協ならびに地区社協の重要な構成員でもある民生委員児童委員活動への支援を行います。

○ たまわかくさ（多摩区当事者・ボランティア連絡会）への協力支援

多摩区内を拠点に活動している福祉当事者やボランティアグループ等で組織している「たまわかくさ」の事務局として、運営委員会や研修会等の運営を支援するとともに、活動経費の助成を行います。

○ 共同募金運動への協力支援

神奈川県共同募金会川崎市多摩区支会の事務局を担い、各地区分会と協力し、多摩区内の共同募金運動を推進します。

○ 高齢者フリーパスの販売

川崎市社会福祉協議会からの受託により、高齢者の社会参加促進のため、川崎市高齢者フリーパスの販売を行います。